

小中学校の転校について

大泉町教育委員会

◇通学区域について

町立の小中学校には通学区域が設けられており、お住まいの学区の学校への通学となります。大泉町に転入した場合、大泉町内で転居して学区が変わる場合、町外に転出した場合は、原則、住所の異動に合わせて転校することになります。

小中学校の通学区域

| 中学校 | 小学校 | 町名 | 行政区 |
|-----|-----|--|---|
| 南中 | 南小 | 富士一丁目の一部、富士三丁目の一部、丘山、仙石一丁目、仙石二丁目の一部、仙石三丁目の一部、仙石四丁目、大字仙石、吉田、古海、日の出 | 第18区、第19区、第20区、第21区、第22区、第23区、第24区、第30区 |
| 北中 | 北小 | 東小泉二丁目の一部、東小泉三丁目の一部、中央二丁目の一部、中央三丁目の一部、城之内、上小泉の一部、下小泉の一部、北小泉、いずみ一丁目、西小泉、住吉、富士二丁目、富士三丁目の一部 | 第2区、第3区、第4区、第5区、第6区、第7区、第8区、第9区、第10区、第11区、第12区、第25区、第26区、第29区 |
| | 東小 | 東小泉一丁目、東小泉二丁目の一部、東小泉三丁目の一部、朝日、中央一丁目、中央二丁目の一部、中央三丁目の一部、上小泉の一部、下小泉の一部、富士一丁目の一部 | 第1区、第27区、第28区 |
| 西中 | 西小 | いずみ二丁目、仙石二丁目の一部、仙石三丁目の一部、大字坂田、坂田二丁目から七丁目、古氷、寄木戸 | 第13区、第14区、第15区、第16区、第17区 |

◇転校手続の流れ

